

# 循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金交付要綱

平成24年3月30日付林第1413号

一部改正：平成27年3月27日付林第1290号

一部改正：令和2年3月26日付林第1284号

一部改正：令和3年3月23日付林第1235号

一部改正：令和4年3月24日付林第1393号

一部改正：令和5年3月30日付林第1348号

一部改正：令和6年3月18日付林第943号

## (趣旨)

第1 県が交付する「循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金」(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年5月31日付島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

## (補助金交付の目的等)

第2 規則第3条による補助金の目的、交付の対象である事業の内容、補助金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

### (1) 補助金交付の目的

森林所有者の主伐による原木生産にかかる経費の一部を支援することにより、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、県産原木の供給力を高めるとともに、森林のもつ公益的機能の発揮を促す。

### (2) 補助事業者

補助事業者は、隠岐流域林業活性化センター、斐伊川流域林業活性化センター、江の川下流域林業活性化センター及び高津川流域林業活性化センター(以下「活性化センター」という。)とする。

### (3) 補助対象事業

森林所有者が主伐による原木生産で負担する経費の助成を活性化センターが行う事業とする。

### (4) 補助対象経費及び補助率

別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3 活性化センターが補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 活性化センターは、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなけ

ればならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の変更承認申請)

第4 活性化センターが規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし別表に定める変更以外の軽微な変更についてはこの限りではない。

(補助事業の概算払請求)

第5 活性化センターが概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金概算払請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第6 活性化センターは、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定)

第7 知事は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 活性化センターは、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第8 活性化センターは補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別 表

区分	補助対象経費	補助率等	重要な変更
森林所有者に対する主伐支援	主伐による原木生産を行う森林所有者への補助金  【主伐支援】 <ul style="list-style-type: none"><li>・伐採素材生産量に対して製材工場・木材市場出荷割合19%以上</li><li>・伐採素材生産量に対して製材工場・木材市場出荷割合19%未満</li></ul> 【機械支援】 <ul style="list-style-type: none"><li>・高性能林業機械等を新規導入し低コスト化生産の場合</li></ul>	620 円／m <sup>3</sup>  310 円／m <sup>3</sup>  380 円／m <sup>3</sup>	総事業費の増又は3割を超える減
交付事務	上記補助金の交付を行うのに要する事務費	定額 (10/10以内)	